［削る］

（体制の整備等）

第十四条の十三　法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十三条の四第一項の規定により送電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　当該送電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者（認可送電事業者にあっては当該認可送電事業者の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。次号及び第十二号において同じ。）の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）の用に供する室とを区分するものであること。

二～十五　［略］

２　［略］

（準用）

第四十五条　第五条から第十一条まで及び第十三条から第十六条までの規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
［削る］		
［略］	［略］	［略］

２　［略］

四　認可送電事業者の振替供給の業務を行う部門が、その特定関係事業者たる小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該認可送電事業者の小売電気事業若しくは発電事業に係る業務を営む部門に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（体制の整備等）

第四十四条の十三　法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十三条の四第一項の規定により送電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　当該送電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務（当該送電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）の用に供する室とを区分するものであること。

二～十五　［略］

２　［略］

（準用）

第四十五条　第五条から第十六条までの規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第十二条	法第十一条第二項	法第二十七条の十二において準用する法第十一条第二項
［略］	［略］	［略］

２　［略］

（供給条件の説明等）

第四十五条の十五　［略］

２　第三条の十二第二項の規定は、登録特定送配電事業者及び当該登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介等を業として行う者に準用する。

［削る］

［削る］

（構内の定義）

第四十五条の二十二　法第二十七条の三十第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

（特定供給の許可申請）

第四十五条の二十三　法第二十七条の三十第二項の申請書は、様式第三十一の二十二によるものとする。

２　法第二十七条の三十第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

３　法第二十七条の三十第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

（密接な関係）

第四十五条の二十四　法第二十七条の三十第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

（特定供給の変更届出）

第四十五条の二十五　法第二十七条の三十第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十三の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

（供給条件の説明等）

第四十五条の十五　［略］

２　第三条の十二第二項の規定は、次の各号に掲げるいずれかの電気を調達した登録特定送配電事業者及び当該登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介等を業として行う者に準用する。

一　旧特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気

二　電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給による供給を受けた再生可能エネルギー電気

（構内の定義）

第四十五条の二十二　法第二十七条の三十一第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

（特定供給の許可申請）

第四十五条の二十三　法第二十七条の三十一第二項の申請書は、様式第三十一の二十二によるものとする。

２　法第二十七条の三十一第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

３　法第二十七条の三十一第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

（密接な関係）

第四十五条の二十四　法第二十七条の三十一第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

（特定供給の変更届出）

第四十五条の二十五　法第二十七条の三十一第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十三の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。